

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">地 域 再 生 計 画</p> <p>1～3（略）</p> <p>4．地域再生計画の目標</p> <p>（1）山都町の現状 （前略）</p> <p>しかしながら、本町では過疎化、高齢化が急速に進行（S55年からの20年間で、20%の人口減少、高齢化率は14.6%から<u>31.9%</u>へ上昇）しており、この傾向がこのまま継続すると平成27年には20,054人の人口が20%程度減少し、高齢化率も40%になるものと考えられている。</p> <p>（後略）</p> <p>（2）山都町の課題 （略）</p> <p>（3）本計画により実施する取り組みと目標 5つの基本方針によるまちづくり （略）</p> <p>具体的な取り組み （ ）（前略）これらの廃校舎等施設の社会資本を生涯教育施設や社会体育施設として、又民間と連携して地域住民の</p>	<p style="text-align: center;">地 域 再 生 計 画</p> <p>1～3（略）</p> <p>4．地域再生計画の目標</p> <p>（1）山都町の現状 （前略）</p> <p>しかしながら、本町では過疎化、高齢化が急速に進行（S55年からの25年間で、約30%の人口減少、高齢化率は14.6%から<u>37.0%</u>へ上昇）しており、この傾向がこのまま継続すると平成27年には18,763人（平成17年10月1日現在）の人口が20%程度減少し、高齢化率も40%になるものと考えられている。</p> <p>（後略）</p> <p>（2）山都町の課題 （略）</p> <p>（3）本計画により実施する取り組みと目標 5つの基本方針によるまちづくり （略）</p> <p>具体的な取り組み （ ）（前略）これらの廃校舎等施設の社会資本を生涯教育施設や社会体育施設として、又民間と連携して地域住民の</p>

福祉向上施設・公共的団体施設・農産物加工施設・新製品開発施設・民間社会福祉施設等として順次転用活用し、住民の生涯教育、社会体育向上を始め住民活動の促進と、地域経済の活性化、社会全体で子育てと高齢者を支援する体制の充実を図る。

()道整備交付金を活用し、町道・林道の効率的な整備を行うことにより、国道、県道と連携しつつ、上記施設、小中学校、農協等の公共的機関と集落とを20分で結ぶことを構想とした地域交通ネットワーク網の構築を図るとともに、造林、保育、間伐を促進させ、森林の水源涵養機能の維持・向上と健全な森林育成を図る。また、交流施設でのパネル展示、各種イベント等を通じ、森林、林業に対する啓発活動を行い、森林がもつ公益的機能などを周知していく。

()～()
(略)

【目標1】～【目標2】
(略)

【目標3】公共的機関がある地域と集落とを結ぶ幹線ネットワークの推進
(20分構想範囲の5%拡大)

福祉向上施設・公共的団体施設・農産物加工施設・新製品開発施設・民間社会福祉施設等として順次転用活用し、住民の生涯教育、社会体育向上を始め住民活動の促進と、地域経済の活性化、社会全体で子育てと高齢者を支援する体制の充実を図るとともに、障害の有無にかかわらず人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現を目指す。

()道整備交付金を活用し、町道・林道の効率的な整備を行うことにより、国道、県道と連携しつつ、上記施設、小中学校、農協等の公共的機関と集落とを20分で結ぶことを構想とした地域交通ネットワーク網の構築や、人や環境にやさしい生活道路整備を進めるとともに、造林、保育、間伐を促進させ、森林の水源涵養機能の維持・向上と健全な森林育成を図る。また、交流施設でのパネル展示、各種イベント等を通じ、森林、林業に対する啓発活動を行い、森林がもつ公益的機能などを周知していく。

()～()
(略)

【目標1】～【目標2】
(略)

【目標3】公共的機関がある地域と集落とを結ぶ幹線ネットワークの推進と人や環境にやさしい生活道路整備の推進
(20分構想範囲の5%拡大)

【目標4】～【目標5】

(略)

【目標4】～【目標5】

(略)

【目標6】障害者自立支援法の全面施行により、身体・知的・精神障害の区別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化され、施設及び事業が再編されたことに伴い、障害福祉サービス施設を2箇所整備するとともに、地域生活支援事業を実施することで障害者の状態やニーズに応じた適切な支援を効率的に行う。

各障害種別手帳所持者数

身体障害者手帳 1,427人 療育手帳 229人 精神障害者手帳 66人(平成18年12月1日現在)

障害者福祉サービスと地域生活支援事業を、下記のメニューにおいてニーズの見込みと対応事業量についての目標数値を設定し取り組む。

	サービス項目	潜在的數量	目標數量
障 害 福 祉 サ ー ビ ス	居宅介護	30人	15人
	施設入所	90人	70人 数差は就労支援に 移行分
	共同生活介護(ケ アホ-ム)	20人	4人(施設数1 箇所)
	共同生活支援(グ ループホーム)	50人	28人(施設数 3箇所)
地 域 生 活 支 援 事 業	地域活動支援セ ンター	100人	45人(施設数 3箇所)
	福祉ホーム	20人	12人(施設数 3箇所)

本町は、広大な面積を有しており障害者のニーズに応えるには単なる利用者数や利用量だけにとらわれず、地域性や交通の便といった生活基盤の環境を考慮した福祉空間整備が必要であり、併せて障害者の地域とのかかわりや交流をとおしての地域社会生活の支援を行うことにより、事業に関連する地域雇用の創出や地域活性化へとつなげる。

5．目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要
(前略)

5．目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要
(前略)

支援措置による事業としては、小中学校の統合により廃校となった校舎等学校施設の転用を可能とした上で、廃校となった校舎等学校施設（14施設）を生涯教育施設や社会体育施設として、また、NPO法人及び民間事業者と連携し、介護・福祉拠点施設、コミュニティ施設、農林水産加工施設、交流施設、健康増進施設、文化施設として整備し、順次活用する。

（後略）

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

（1）道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所は別添の整備箇所を示す図面による。

- ・町道白小野鶴越線、峰栃ノ木線：昭和58年3月16日に路線認定
- ・浜町下名連石線：昭和25年10月30日に路線認定
- ・米生栃原線、仁田尾鶴底線：昭和55年3月31日に路線認定
- ・古園加勢群線、大久保米山線：昭和51年6月11日に路線認定
- ・林道高須柚木線：緑川地域森林計画に記載

【施設の種類（事業区域）事業主体】

（略）

【事業期間】

支援措置による事業としては、小中学校の統合により廃校となった校舎等学校施設の転用を可能とした上で、廃校となった校舎等学校施設（14施設）を生涯教育施設や社会体育施設として、また、NPO法人及び民間事業者と連携し、介護・福祉拠点施設、コミュニティ施設、農林水産加工施設、交流施設、健康増進施設、障害福祉サービス施設、文化施設として整備し、順次活用する。

（後略）

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

（1）道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所は別添の整備箇所を示す図面による。

- ・町道白小野鶴越線、峰栃ノ木線、小ヶ蔵線：昭和58年3月16日に路線認定
- ・浜町下名連石線：昭和25年10月30日に路線認定
- ・米生栃原線、仁田尾鶴底線：昭和55年3月31日に路線認定
- ・古園加勢群線、大久保米山線、長谷埋立線：昭和51年6月11日に路線認定
- ・林道高須柚木線：緑川地域森林計画に記載

【施設の種類（事業区域）事業主体】

（略）

【事業期間】

- ・ 林道 平成18年度～19年度
- ・ 町道 平成17年度～21年度

【整備量及び事業費】

- ・ 林道 900m、町道 5,850m
- ・ 総事業費

林道 184,280千円(うち交付金101,354千円)

町道 1,150,000千円(うち交付金575,000千円)

(2) 補助金等交付財産の転用

支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校舎等の転用の弾力化

事業の概要

今回の支援措置によって、小中学校の統合により廃校となった14の旧小中学校のうち現段階では旧下矢部東部小学校、旧下矢部西部小学校、旧中島西部小学校及び旧小峰小学校並びに旧御所小学校の転用を可能にし、新たに次表の農林産物等加工施設等に整備することで、社会的、経済的な環境整備をすることは勿論のこと、コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進、農林業の基礎的条件整備、生涯教育や健康増進施策の向上、文化の香り高いまちづくりの推進計画並びに生活圏域の「地域介護・福祉基盤」の形成等を具現化することとなる。

- ・ 林道 平成18年度
- ・ 町道 平成17年度～21年度

【整備量及び事業費】

- ・ 林道 832m、町道 7,635m
- ・ 総事業費 1,632,400千円(うち交付金820,320千円)

林道 82,400千円(うち交付金45,320千円)

町道 1,550,000千円(うち交付金775,000千円)

(2) 補助金等交付財産の転用

支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校舎等の転用の弾力化

事業の概要

今回の支援措置によって、小中学校の統合により廃校となった14の旧小中学校のうち現段階では旧下矢部東部小学校、旧下矢部西部小学校、旧中島西部小学校、旧小峰小学校及び旧御所小学校並びに旧下名連石小学校の転用を可能にし、新たに次表の農林産物等加工施設等に整備することで、社会的、経済的な環境整備をすることは勿論のこと、コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進、農林業の基礎的条件整備、生涯教育や健康増進施策の向上、障害者保健福祉サービス・相談支援の充実、文化の香り高いまちづくりの推進計画並びに生活圏域の「地域介護・福祉基盤」の形成等を具現化することとなる。

具体的には、高齢化の進行に伴い希薄になりがちな地域のコミュニティ活動の醸成や農業協同組合の支所の統廃合による空き施設や廃校となった校舎等学校施設を生活圏域の介護・福祉基盤拠点施設としての整備による地域介護・福祉基盤の形成や地域の個性を活かした地域づくりの活性化、生涯教育の推進による体力向上や健康増進活動による地域づくり、児童福祉施設の保育所施設としての整備、農林産物の生産・加工に加え新商品開発を行うとともに情報発信や販売・都市交流等を行うことによる第6次産業の創出、山林資源の活用と体験交流・山村留学を通しての森林の機能の回復、子どもたちからの人間形成（コミュニケーション形成）に重要な役割を果たしている食材（安心安全の農産物）や調理法（郷土料理）による食育の推進が図られる。

（後略）

転用のうえ新たに整備する施設の明細表

旧学校名	新たに整備する事業施設名
（前略）	
旧小峰小学校	給食棟を活用した地域農業者による農林水産物の加工並びに意見交換交流施設の整備

具体的には、高齢化の進行に伴い希薄になりがちな地域のコミュニティ活動の醸成や農業協同組合の支所の統廃合による空き施設や廃校となった校舎等学校施設を生活圏域の介護・福祉基盤拠点施設としての整備による地域介護・福祉基盤の形成と地域の個性を活かした地域づくりの活性化、生涯教育の推進による体力向上や健康増進活動による地域づくり、児童福祉施設の保育所施設としての整備による子育て環境の支援、障害福祉サービス施設としての整備による障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現、農林産物の生産・加工に加え新商品開発を行うとともに情報発信や販売・都市交流等を行うことによる第6次産業の創出、山林資源の活用と体験交流・山村留学を通しての森林の機能の回復、子どもたちからの人間形成（コミュニケーション形成）に重要な役割を果たしている食材（安心安全の農産物）や調理法（郷土料理）による食育の推進が図られる。

（後略）

転用のうえ新たに整備する施設の明細表

旧学校名	新たに整備する事業施設名
（前略）	
旧小峰小学校	給食棟を活用した地域農業者による農林水産物の加工並びに意見交換交流施設の整備 学校校舎を活用して、障害福祉サービ

(後略)

スの拠点として整備し、障害者の地域生活を支援する。

(中略)

旧下名連石小学校

学校校舎及び給食調理場活用して、障害福祉サービスの拠点として、また、地域の高齢者や児童との交流活動拠点として整備し、障害者及び高齢者の地域生活を支援する。

支援措置の適用要件

()
(略)

支援措置の適用要件

()
(前略)

各小学校廃校年月日は次表のとおり

学校名	廃校年月日
(前略)	
下名連石小学校	平成 17 年 3 月 31 日

(後略)

()廃校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあって

()廃校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあって

は、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること。)

これらの事業を展開することにより、住民の体育の振興及び健康の増進が図られ、豊富な農林産物などの地域資源を活かした地域産業の振興に資することができるとともに地域に密着した居宅介護サービスの提供を図ることができる。

(後略)

() 地域再生の観点から実施される効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

農林業の再生振興、地域の活力の醸成の支援や介護の拠点施

は、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業であること。)

これらの事業を展開することにより、住民の体育の振興及び健康の増進が図られ、豊富な農林産物などの地域資源を活かした地域産業の振興に資することができ、地域に密着した居宅介護サービスの提供及び障害の有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現を図ることができる。

(中略)

小峰小学校及び下名連石小学校では、廃校舎等を障害福祉サービス施設として整備し、社会福祉法人及びNPO法人による障害者保健福祉サービス・相談支援事業を実施することにより、住み慣れた地域を中心とした障害福祉サービスを提供することができ、障害の有無にかかわらず誰もが地域社会で安心して暮らせることができる社会の実現を図る。

これらの活動に対し、町の健康福祉部局が事業実施者と連携協力し、障害者とその能力と適性に応じて自立した生活を営めるよう支援を行う。

これにより、誰もが安心して暮らせることができる地域社会が実現され、地域住民が生きがいを持った生活を確立することが期待される。

() 地域再生の観点から実施される効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

農林業の再生振興、地域の活力の醸成の支援や介護の拠点施

設の整備、地域住民の社会体育の振興及び健康増進施設の整備を町独自で行うには、財政力指数 0.18、経常収支比率 96.2 と逼迫している町の財政状況においては困難な状況であり、民間活力を念頭に置いた既存施設の利活用が不可欠である。

(後略)

()

(略)

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

(1) 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

支援措置の番号及び名称

【番号】C0401

【名称】公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

当該支援措置を受けようとする者

熊本県上益城郡山都町

繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

(略)

設の整備、地域住民の社会体育の振興及び健康増進施設の整備、障害福祉サービス施設の整備を町独自で行うには、財政力指数 0.196、経常収支比率 94.5 (平成17年度決算) と逼迫している町の財政状況においては困難な状況であり、民間活力を念頭に置いた既存施設の利活用が不可欠である。

(後略)

()

(略)

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み

(1) 公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

支援措置の番号及び名称

【番号】C0401

【名称】公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除

当該支援措置を受けようとする者

熊本県上益城郡山都町

繰上償還を不要とする地方債の資金区分等

(前略)

借入対象施設名	小峰小学校校舎 (義務教育施設整備事業)
借入資金名	旧資金運用部資金
借入先	旧資金運用部
借入金額	56,300,000円

借入年月日	昭和 58 年 5 月 31 日
償還方法等	半年賦元利均等
償還期限	平成 20 年 3 月 25 日
未償還残高	7,234,873 円
借用証書記番号	第 0057004 号

事業の概要

今回の支援措置によって、小中学校の統合により廃校となった 14 の旧小中学校のうち現段階では旧下矢部東部小学校、旧下矢部西部小学校、旧中島西部小学校及び小峰小学校の転用を可能にし（旧下矢部東部小学校、旧中島西部小学校の2施設が、地方債未償還額がある。）新たに次表の農林産物等加工施設等に整備することで、社会的、経済的な環境整備をすることは勿論のこと、地域の個性を活かした地域づくりの推進、農林業の基礎的条件整備、生涯教育や健康増進施策の向上、文化の香り高いまちづくりの推進計画並びに生活圏域の「地域介護・福祉基盤」の形成等を具現化することになる。

具体的には、高齢化の進行に伴い希薄になりがちな地域のコミュニティ活動の醸成や、農業協同組合の支所の統廃合による空き施設や廃校となった校舎等学校施設を、生活圏域の介護・福祉基盤拠点施設として整備する。また、地域の個性を活かした地域づくりの活性化、生涯教育の推進による体力向上や健康増進活動による地域づくり、農林産物の生産・加工に加え新商品開発を行うとともに情報発信や販売・都市交流等を行うことによる第 6 次産

事業の概要

今回の支援措置によって、小中学校の統合により廃校となった 14 の旧小中学校のうち現段階では旧下矢部東部小学校、旧下矢部西部小学校、旧中島西部小学校、旧小峰小学校及び旧下名連石小学校の転用を可能にし（旧下矢部東部小学校、旧中島西部小学校、旧小峰小学校の3施設が、地方債未償還額がある。）新たに次表の農林産物等加工施設等に整備することで、社会的、経済的な環境整備をすることは勿論のこと、地域の個性を活かした地域づくりの推進、農林業の基礎的条件整備、生涯教育や健康増進施策の向上、障害者保健福祉サービス・相談支援の充実、文化の香り高いまちづくりの推進計画並びに生活圏域の「地域介護・福祉基盤」の形成等を具現化することになる。

具体的には、高齢化の進行に伴い希薄になりがちな地域のコミュニティ活動の醸成、農業協同組合の支所の統廃合による空き施設や廃校となった校舎等学校施設の生活圏域の介護・福祉基盤拠点施設としての整備、地域の個性を活かした地域づくりの活性化、生涯教育の推進による体力向上や健康増進活動による地域づくり、児童福祉施設の保育所施設としての整備による子育て環境の支援、障害福祉サービス施設としての整備による障害の有無にか

業の創出、山林資源の活用と体験交流・山村留学を通しての森林の機能の回復が図られ、地域の活性化並びに地域再生につながり自立した地域の構築が果たされる。

(後略)

転用のうえ新たに整備する施設の明細表
(略)

~
(略)

(2) 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施
(略)

5 - 3 - 2 地域再生計画に基づく支援措置によらない取組み
(略)

かわらず安心して暮らせる地域社会の実現、農林産物の生産・加工に加え新商品開発を行うとともに情報発信や販売・都市交流等を行うことによる第6次産業の創出、山林資源の活用と体験交流・山村留学を通しての森林の機能の回復が図られ、地域の活性化並びに地域再生につながり自立した地域の構築が果たされる。

(後略)

転用のうえ新たに整備する施設の明細表

旧学校名	新たに整備する事業施設名
(略)	
<u>旧小峰小学校</u>	<u>学校校舎を活用して、障害福祉サービスの拠点として整備し、障害者の地域生活を支援する。</u>

~
(略)

(2) 地域再生計画に基づく目的別・機能別交付金の総合的な実施
(略)

5 - 3 - 2 地域再生計画に基づく支援措置によらない取組み
(略)

6．計画期間

認定の日から平成 27 年 3 月末日まで

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

山都町総合計画は総合計画審議会（委員 14 名）の審議を経て議会の議決により策定されており、本計画についても、総合計画目標達成状況と併せ当審議会において評価を行い、実績に応じ事業の継続、改善等の指導等行う予定である。また、廃校校舎等利活用検討委員会（24 名）においても実績を評価し、事業の継続、改善等の指導等行う予定である。

加えて、小規模多機能型居宅介護事業所にあっては地域密着サービス運営協議会により 1 年度に 1 回の事後評価を行う。

8．地域再生計画実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 特になし

6．計画期間

認定の日から平成 27 年 3 月末日まで

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

山都町総合計画は総合計画審議会（委員 14 名）の審議を経て議会の議決により策定されており、本計画についても、総合計画目標達成状況と併せ当審議会において評価を行い、実績に応じ事業の継続、改善等の指導等行う予定である。また、廃校校舎等利活用検討委員会（24 名）においても実績を評価し、事業の継続、改善等の指導等行う予定である。

加えて、小規模多機能型居宅介護事業所にあっては地域密着サービス運営協議会により 1 年度に 1 回の事後評価を行う。また、山都町保健福祉総合計画策定委員会及び障害福祉部会において、障害者の自立支援事業についての評価を年 1 回以上実施する。

8．地域再生計画実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 特になし